

(結果公表様式)

東御市総合障がい計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市総合障がい計画
意見の募集期間	令和2年12月15日（火）～ 令和3年1月14日（木）
意見の受付方法	指定場所への投函、電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 3人 (2) 提出意見数 17件
実施機関	東御市 健康福祉部 福祉課 福祉援護係 電話：0268-64-8884 ファックス：0268-64-8880 電子メール： engo@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	2	3
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	2	7
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	5
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	2
計		3	17

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（3人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	障がい者の就労支援について 障がい者の働き方（時短、在宅勤務等）や働く環境等についてサポートや支援があると、障がい者が持つ能力が十分に発揮され、企業の躍進にもつながる。民間の企業において、障がい者へのサポートや支援体制整備を図って頂きたい。	「第2部第1章第4節 雇用と就労支援の強化」の「施策の方向」にて、ご提案頂いた内容を包括しているものと考えます。	A
2	障がい者の就労支援について 在宅勤務のノウハウがあれば、障がい者のみならず、育児・介護・傷病などにも活用できる。在宅勤務でのオンライン面接は障がい者が力を発揮しながら企業で働き続けるために有効な手段だと感じています。企業に対し障がい者採用時における相談窓口及び採用時や在宅勤務におけるノウハウについて支援をお願いしたい。	ご意見頂きありがとうございます。	E
3	障がい者の就労支援について 市内のみならず、市外・県外・国外からの企業の採用情報を紹介できる仕組みの整備を図って頂きたい。	ご意見頂きありがとうございます。	E
4	障がい者の就労支援について WEB発信及び分析・ライター・資料作成・デザイン等、障がい者が在宅でもできる業務の技術習得の支援体制整備を図って頂きたい。	「第2部第1章第4節 雇用と就労支援の強化」の「施策の方向」にて、ご提案頂いた内容を包括しているものと考えます。	A
5	第4次障がい者計画基本目標と基本理念について 第4次障がい者計画の基本理念から定めた4つの基本方針、長野県障がい者プラン2018について丁寧な説明を頂きたい。	ご提案のとおり「4つの基本方針」及び「長野県障がいプラン2018」について、説明を追記させていただきます。	B

6	第4次障がい者計画の構成について 第4次障がい者計画の記載が不明瞭である。施策の方向の番号に合わせて現状と課題も番号を分けた記載を提案したい。	今後の参考とさせていただきます。	C
7	第4次障がい者計画の構成について 分けられている施策の方向が包摂できるものや、施策の方向ではなく具体的取り組みと考えられるものが見受けられる。	今後の参考とさせていただきます。	C
8	第4次障がい者計画の構成について アンケートの記載について、巻末資料の引用が明確になるように、アンケート番号及びページ数の記載を提案したい。	ご指摘についてはご意見としてうけたまわりました。 なお、記載については一部修正させていただきます。	B
9	権利擁護について 第4次障がい者計画の「障がいへの理解と権利擁護の推進」について「権利擁護」の使用について注釈をつけ、明確にして頂きたい。	ご指摘のとおり「権利擁護」についての注釈を追記させていただきます。	B
10	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本理念について 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、国及び県の障がい福祉計画策定のための基本指針を踏まえて7つの基本理念としたとあるため、障がい福祉計画策定のための国及び県の指針を記載する必要がある。	ご指摘についてはご意見としてうけたまわりました。 なお、記載については一部修正させていただきます。	B
11	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本理念について 新規基本理念6「障がい福祉人材の確保」及び新規基本理念7「障がい者の社会参加を支える取り組み」が展開されていない。障がい者に対する虐待防止の取り組みや日常生活自立支援事業の記載を提案したい。	国が示した7つの基本理念についての取り組みは本計画の第3部「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の第2章、第3章、第5章、第6章に反映されております。また、虐待防止の取組等については本計画の第2部「第4次東御市障がい者計画」の第2章に反映されております。	A

12	<p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の構成について</p> <p>第1章、第4章のアンケート調査から見た課題について現状や課題に対する認識と何に取り組むのかを明確にし「現状と課題」「施策の方向」を記載頂きたい。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	C
13	<p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の構成について</p> <p>「P66～P67 3.就労支援の充実」と「P68～P69 第3節就労支援の充実」内容が重複している。アンケート調査から見えた課題に対する施策の方向を記載頂きたい。</p>	<p>ご指摘のとおり重複しているため、重複個所を訂正させていただきます。</p>	B
14	<p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の構成について</p> <p>「第2章・第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標」及び「第3章・第6章 各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）」についてアンケート調査からみた課題を記載することと、東御市事業の位置付けを明確に示して欲しい。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	C
15	<p>SDGs について</p> <p>3つの計画に性別についての記載、及び障がい(児)者に占める女性の統計の記載がない。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	C
16	<p>SDGs について</p> <p>SDGs「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を取り入れるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり「障がい者計画の施策と関連するSDGsの17の目標の関係」にて、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を追記しました。</p>	B

17	居宅介護について 発達障がい（ADHD）の1つの特性として「片付けが苦手」という事があり、ゴミ屋敷状態になっている場合もある。自立した質の高い生活を送るために、インフォーマルな支援を含め、障がい程度や住環境の状態に合わせた家事支援の提供について検討頂きたい。	ご指摘のとおり、障がい程度や住環境の状態に合わせた支援の提供について追記しました。	B
----	---	---	---